

## 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案要綱

### 一 学校教育法の一部改正（第七十三条の三関係）

- 1 寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校について、寮母の職を廃止し、寄宿舎教諭の職を置くこと。
- 2 寄宿舎教諭は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の教育（これに必要な世話を含む。）をつかさどるものとする。
- 3 特別の事情があるときは、寄宿舎教諭に代えて寄宿舎助教諭を置くことができることとする。

### 二 教育職員免許法の一部改正

- 1 寄宿舎教諭・助教諭の免許状として、普通免許状・臨時免許状を新設すること。  
（第二条、第三条、第四条関係）
- 2 寄宿舎教諭の普通免許状は、専修免許状、一種免許状及び二種免許状の三種類とし、それぞれ大学院修士課程終了程度、大学卒業程度及び短大卒業程度を基礎資格とし、特殊教育及び教職に関する専門教

育科目につき所定の単位を修得した者に授与することとする。盲学校教諭、聾学校教諭及び養護学校教諭の普通免許状を有する者にも授与することとする。（第五条、別表第二の二関係）

- 3 教育職員検定により寄宿舍教諭の普通免許状を授与する場合における要件を定めること。（第六条、別表第八関係）

### 三 経過措置

- 1 この法律の施行の際現に寮母である者については、この法律の施行の日に寄宿舍助教諭となり、その後十五年間は、引き続きその職務を行うことができることとする。（附則第二項関係）
- 2 当分の間は、一の3にいう特別の事情がない場合も、1の寄宿舍助教諭をもって、寄宿舍教諭に代えることができることとする。（附則第三項関係）
- 3 1の寄宿舍助教諭に対して教育職員検定により寄宿舍教諭の普通免許状を授与する場合における要件の特例について定めること。（附則第四項、第五項関係）
- 4 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者は、当分の間、寄宿舍教諭となることができることとする。（附則第六項関係）

四 関係法律の改正その他所要の規定を整備すること。

五 この法律は、公布の日から施行すること。